

香川県介護テクノロジー定着支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業のうち、介護テクノロジー定着支援事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業所

補助対象となる事業所・施設等（以下「介護事業所等」という。）は、次の①～③の要件を全て満たすものとする。

- ①香川県内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスを提供するサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム若しくは軽費老人ホームであること。
- ②香川県の県税に滞納がないこと。
- ③運営指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が指定・監督権限者に提出され改善が確認されていること。

3 補助要件等

次に掲げる（1）～（8）について、いずれも満たすことを補助要件とする。

- （1） 本事業による介護ロボット及びICT（以下「介護テクノロジー」という。）の導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（7（6）介護テクノロジーの導入効果の報告により確認する）。
- （2） 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」（※）の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、または事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にする。なお、SECURITY ACTION対象外の事業所については、同等の対策（一つ星or二つ星）を講じていることを宣言すること。

※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

- ・「SECURITY ACTION」の概要説明

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>）

- ・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

（掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>）

- （3） 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に進めるようにするため、4（1）又は（2）により介護テクノロジーを導入する介護事業所等は、4（3）のA又はイに掲げる業務改善支援を受けること。
- （4） 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、6（3）介護テクノロジー定着支援事業業務改善計画を作成すること。

- ・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン
(掲載先: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>)
- ・介護サービス事業所におけるICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き
(掲載先: <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001276275.pdf>)
- ・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
(掲載先: <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001124428.pdf>)
- ・介護ロボットのパッケージ導入モデル
(掲載先: <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283573.pdf>)
- ・介護現場で活用されるテクノロジー便覧
(掲載先: https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/r05_105_02jigyohokokusho.pdf)

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、(公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口に相談するものとする。

- (5) 補助を受けた介護事業所等は、科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。) による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- (6) 補助を受けた介護事業所等は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)
- (7) 次のサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(名称は問わない。)を設置すること。また、委員会の開催時には議事録(様式任意)を作成し、県が議事録の提出を求めた際には速やかに提出すること。
(参考) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

(掲載先: <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>)

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

- (8) 次のサービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。
 - 訪問介護

- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 居宅療養管理指導
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援
- 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定率）
- 訪問型サービス（独自／定額）
- 通所型サービス（みなし）
- 通所型サービス（独自）
- 通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

4 事業内容

(1) 介護テクノロジー等の導入支援

介護従事者の身体的負担の軽減や、業務の効率化など介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効であるとともに、介護サービスの質の向上を図るものであるため、介護テクノロジー等の導入に係る経費の一部を助成する。

ア 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費を対象とする。

イ その他

アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等を対象とする。

「その他」と認められる例：

- ・ 移乗や移動を支援する機器であり別添に該当しない機器（床走行式リフト等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
- ・ 生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

4(1)の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の支援を行う（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む。）。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：

- ・ 「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・ 「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・ 介護記録ソフト＋介護請求ソフト 等

【留意事項】

- ・ 4(1)又は(2)において、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない（補助は1機種限り）。
- ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・ 介護テクノロジーの導入に伴う1回当たりの限度台数については、県が必要と認める台数とし、制限を設ける場合がある。
- ・ 「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。

<福祉用具情報システム>

（掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）

※TAISに公表されていない機器等であっても、対象として差し支えない。

- ・ 4(1)アの機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場

合に限って、補助対象とすることができる。

なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。

①主となる機器が介護ソフトの場合は、表2に定める基準額

②主となる機器が介護ソフト以外の場合は、表1に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額

また、通信費は上記経費には含まないこととする。

機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：

- 介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）

- 介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末 等

- ・重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。

- ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。

国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

（掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/careplan/>）

厚生労働省 介護ソフトの機能調査 HP

（掲載先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou）

※調査結果は、厚生労働省から別途情報提供予定。

（3） 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所の業務効率化に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、4（1）、（2）により介護テクノロジーを導入する場合は、以下のア又はイに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。

ア コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課

題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援を含む)等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。

なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としないこととする。

- イ (公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口等による業務改善支援
(公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口等又は県が実施する研修を受講すること。なお、本研修とは別に6(3)の作成や取組みの実施にあたって、(公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口へ相談することとする。

5 補助額

補助対象となる介護事業所等ごとに、次の(ア)、(イ)及び(ウ)により、算出された金額で補助を行う。

(ア) 補助率

4(1)～(3)について、実支出額に4分の3の補助率を乗じた額を算出する。

(イ) 基準額

次の表1～3の第1欄に定める区分ごとに、(ア)で算出した額と第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

表1 介護テクノロジーの導入支援

1 対象経費の種類	2 基準額
4(1)アで示す機器等のうち「移乗支援(装着型・非装着型)」「入浴支援」に該当する機器又は4(1)イで示す機器	100万円
4(1)アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」	表2による
4(1)アで示す機器等のうち上記以外のもの	30万円
4(2)パッケージ型導入支援(機器等の合計経費)	1,000万円

※本事業において県予算を超過する交付申請があった場合、パッケージ型導入支援の基準額については、別途制限を設けて調整する場合がある。

表2 介護ソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所(介護予防も含む。)であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

1 職員数(申請時点)	2 基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

表3 導入支援と一体的に行う業務改善支援

1 対象経費の種類	2 基準額
4(3)ア又はイに掲げる支援	45万円

(ウ) その他

- ・補助額のうち、4(1)又は(2)で示す機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。

6 交付申請

本事業において、介護テクノロジーを導入する介護事業所等は、交付要綱第4条に定める交付申請書（第1号様式）に、次の(1)～(6)の必要な書類等を添えて、県が定める期日までに提出すること。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 介護テクノロジー定着支援事業業務改善計画（様式は別途通知する。）
- (4) 当該事業に係る収支が分かるもの（見積書等）
- (5) その他参考となる書類（介護ロボット機器やICT機器等のパンフレット、カタログ等）
- (6) 県税の納税証明書（滞納がないことの証明）

※(3)の作成や取組の実施にあたって(公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口に相談すること。(6)については、原則、申請日の3か月以内に発行したものに限る。

補助金交付決定後、(3)介護テクノロジー定着支援事業業務改善計画の内容が変更になった場合、変更後の介護テクノロジー定着支援事業業務改善計画を事前に県に提出すること（細部の変更を除く。）。

7 実績報告

本事業において介護テクノロジーの導入を行った介護事業所等は、交付要綱第9条に定める実績報告（第4号様式）に、次の(1)～(6)の必要な書類等を添えて、県が定める提出期日までに提出すること。

- (1) 事業実績報告書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 当該事業に係る収支が分かるもの（請求書、納品書等）
- (4) 支払を証明する書類（領収書、振込明細書等）
- (5) その他参考となる書類（導入効果が分かるデータや画像等）
- (6) 介護テクノロジーの導入効果の報告

なお、(6)については、別に、補助を受けた翌年度から3年の間、補助を受けた介護事業所等において6(3)で定めた業務改善計画に対する効果を県に対し報告することとする。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細が通知され次第、提出すること。

8 その他

- (1) ほかの補助金等によって助成されている介護テクノロジーについては、本事業における補助の対象とはならないものとする。
- (2) 介護事業所の業務効率化やサービスの質の向上の観点から、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレット端末等を利用すること等は差し支えない。タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず補助目的にのみ使用すること（補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること。）

附 則

- 1 この要領は令和6年9月24日から施行する。
- 2 香川県介護ロボット導入支援事業実施要領（平成27年10月9日制定）及び香川県ＩＣＴ導入支援事業実施要領（令和2年7月1日制定）は、廃止する。

附 則（令和7年7月14日制定）

この要領は、令和7年7月14日から施行する。

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移乗支援（装着）

介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

（定義）

- ベッド、車いす、便器等の間を、高齢者等にとって負担がなく、安全かつ安心して移乗することを支援する。
- 介助者が装着して用い、移乗介助の際の身体の負担を軽減する。
- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使用することができる。
- 介助者が一人で着脱可能であること。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移乗支援（非装着）

介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器

（定義）

- ベッド、車いす、便器等の間を、高齢者等にとって負担がなく、安全かつ安心して移乗することを支援する。
- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使うことができる。
- 要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のアシストを行うこと。
- 機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。
- つり下げ式移動用リフトは除く。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（屋外）

高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

（定義）

- 使用者が一人で用いる手押し車型（歩行車、シルバーカー等）の機器。
- 高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 荷物を載せて移動することができる。
- モーター等により、移動をアシストする。（上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。）
- 4つ以上の車輪を有する。
- 不整地を安定的に移動できる車輪径である。（※砂利道、歩道の段差を通行する際の安定性は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。）
- 通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。
- マニュアルのブレーキがついている。
- 雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。
- 介助者が持ち上げられる重量（30kg 以下）である。



重点分野のイメージ

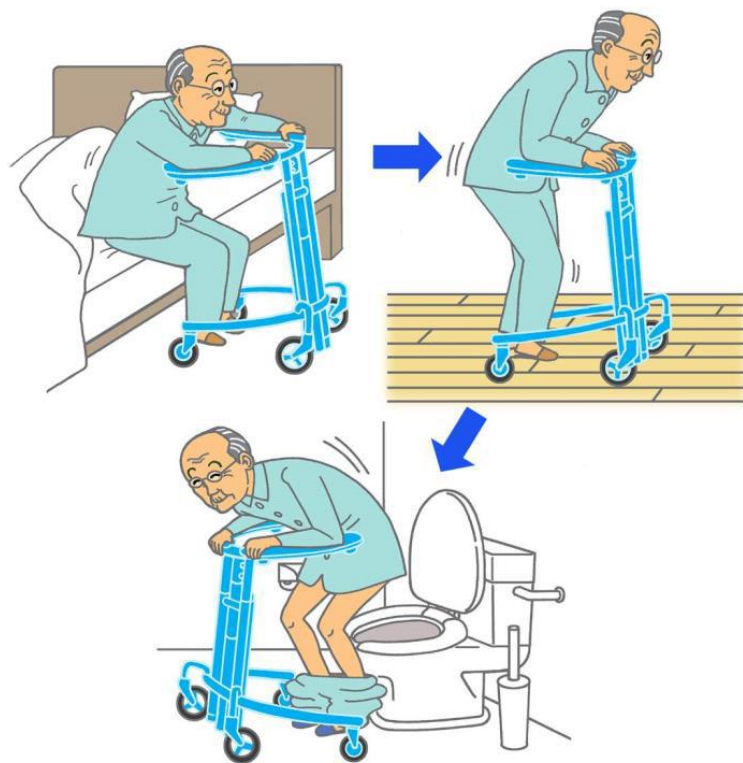
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（屋内）

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

（定義）

- 一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- 使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。
- 従来の歩行補助具等を併用してもよい。
- 標準的な家庭のトイレの中でも、特別な操作を必要とせずに使用でき、トイレ中での一連の動作（便座への立ち座り、ズボンの上げ下げ、清拭、トイレ内での方向転換）の際の転倒を防ぐため、姿勢の安定化が可能であれば、加点评価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（装着）

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

（定義）

- 使用者が一人で用いる装着型の機器。
- 自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。
- 歩行補助具等を併用してもよい。



重点分野のイメージ

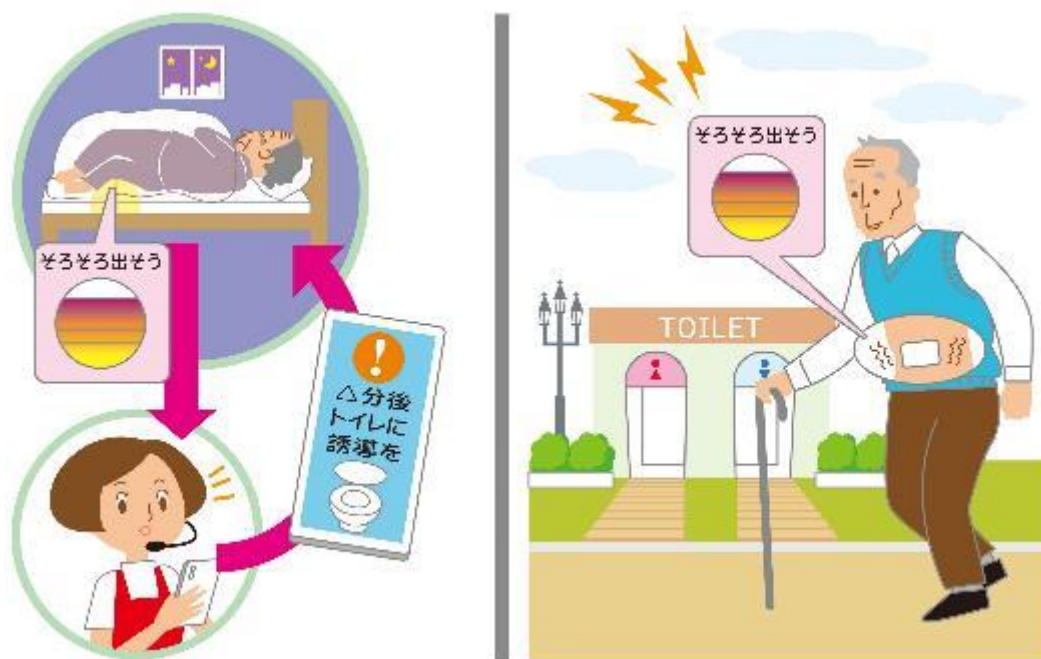
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（排泄予測・検知）

排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器

（定義）

- 排尿又は排便に関する高齢者等の生体情報や温度・湿度等環境変化等に基づき、排泄前の予測又は排泄後の検知ができる。なお、排泄前の予測についてはトイレでの自立排泄を促すことやオムツの使用を最適化することを目的とする。
- 予測又は検知結果に基づき、的確なタイミングで高齢者等のトイレ誘導や介助者による排泄介助ができる。
- 高齢者等が装着する場合には、容易に着脱可能であり、皮膚が脆弱な方などに配慮したものであること。
- 排尿と排便を区別して、排泄前の予測又は排泄後の検知ができることができれば、加点評価する。
- 機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と広く連携でき（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）、データ利活用が可能であれば加点評価する。
- 外出等の活動向上につながる場合は、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（排泄物処理）

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

（定義）

- 使用者が、居室で用いる便器。排泄物のにおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。
- 室内での設置位置を調整可能であること。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（動作支援）

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

（定義）

- 使用者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
- トイレ内での方向転換、便座への立ち座り、清拭の支援が可能であれば、加点点評価する。
- トイレ内での使用者の姿勢や排泄の終了などを検知して介助者に伝えることが可能であれば、加点点評価する。
- 標準的な家庭のトイレ内で使用可能であれば、加点点評価する



重点分野のイメージ

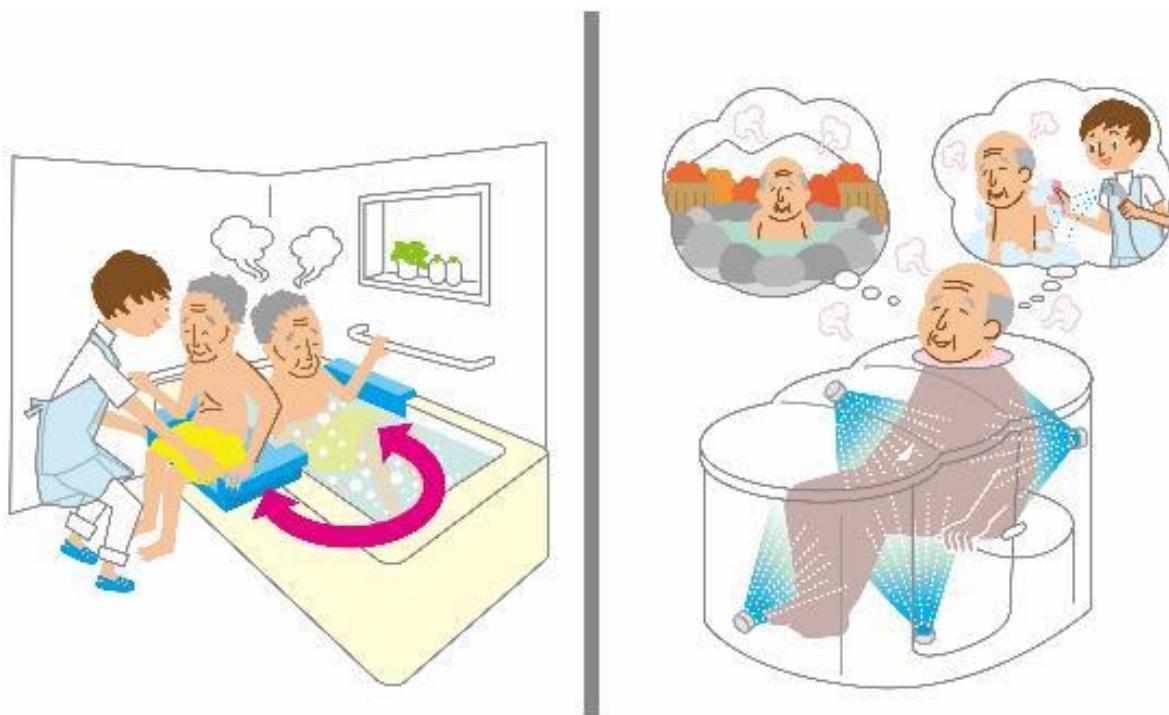
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

入浴支援

入浴におけるケアや動作を支援する機器

(定義)

- 高齢者等の清潔を保つことを目的とした入浴ケアや、浴槽への出入り動作を支援できる。
- 高齢者等が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。



重点分野のイメージ

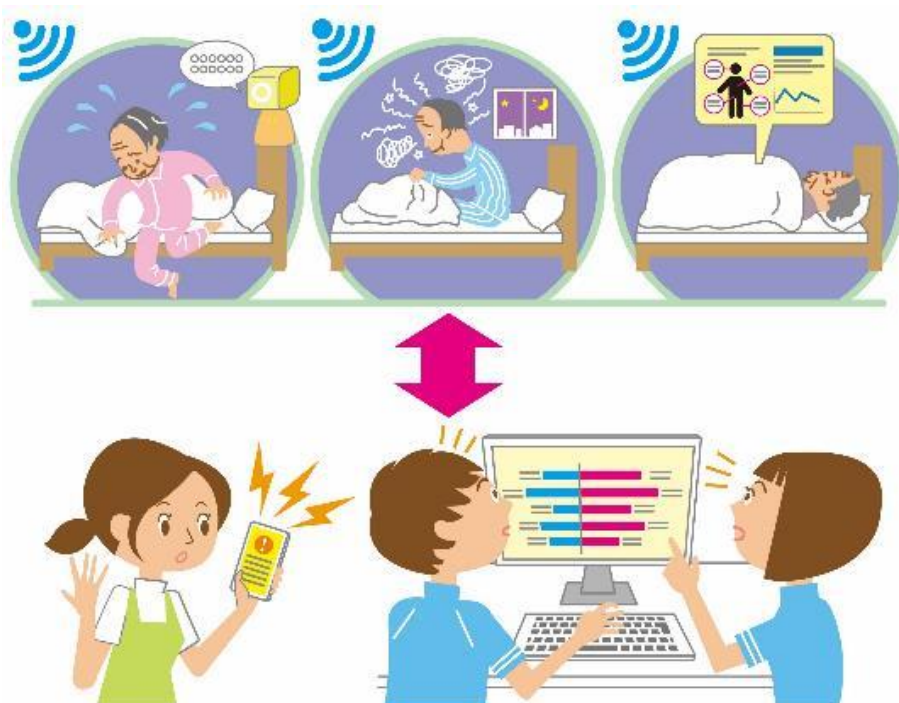
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（見守り（施設））

介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム

（定義）

- 各種センサー等や外部通信機能を備え、高齢者等の尊厳を保持しながら、介護従事者等の業務の自動化等を支援することにより複数の高齢者等を同時に見守ることが可能。
- 施設内各所にいる介護従事者等へ同時に情報共有することが可能。
- 高齢者等の状態や状態の変化等を検知し、介護従事者等への通知や高齢者等本人へお知らせする等の機能のほか、情報・データの蓄積ができる。
- 高齢者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と広く連携でき（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することを含む）、データ利活用が可能である。
- 高齢者等が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 昼夜問わず使用できる。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（見守り（在宅））

在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム

（定義）

- 各種センサー等や外部通信機能を備え、在宅において、高齢者等の尊厳を保持しながら、介護従事者等の業務の自動化等を支援することにより見守ることが可能。
- 高齢者等の状態や状態の変化等を検知し、家族や介護従事者等への通知や高齢者等本人へお知らせする等の機能のほか、情報・データの蓄積ができる。
- 高齢者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト等と広く連携できる。
- 高齢者等が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 高齢者等が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。
- 複数の部屋を同時に見守ることが可能であれば、加点評価する。
- 浴室での見守りが可能であれば、加点評価する。
- 暗所でも使用することができれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。
- 災害時の安否等を検知し、家族等へ通知する機能があれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）

高齢者等のコミュニケーションを支援する機器

（定義）

- 高齢者等の日常生活全般が支援対象となる。
- 双方向の情報伝達によって高齢者等のコミュニケーションを活性化し、自立支援・社会参加を促進するなど日常生活の維持・向上、活動の向上を支援する機器・システムとする。
- 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して、高齢者等・家族・介護従事者等に高齢者等のプライバシーに配慮した情報伝達・共有ができる。
- 機器により得られた情報・データに基づき、介護従事者等の介護サービス提供の根拠・判断等を支援する機能を有していれば、加点評価する。
- 機器により得られた情報・データを、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等に連携（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）する機能を有していれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

介護業務支援

介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム

(定義)

- 介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務（リスク予測・検知、ケア推奨や各種ケア計画作成、職員教育・研修、記録・職員間コミュニケーション、サービス提供等）に活用することを可能とし、業務改善により介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られる機器・システムとする。
- 介護サービスの内容を共有することが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を活用して、ロボット介護機器や関連するシステムが適切な動作を行うことが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 連結対象のロボット介護機器の端末を一つに集約することが可能であれば、加点評価する。
- 自動化により介護従事者等の業務を支援して高齢者等への介護サービス提供に関わる業務の質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られることを可能とする機器であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

機能訓練支援

介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム

（定義）

- 高齢者等の生活機能の維持・向上を行い、要介護度の維持・改善のために、介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における業務を支援する機器・システムとする。
- 訓練におけるアセスメント・計画作成・訓練実施の一連の業務の一部、もしくは全体を支援することにより介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られる機器・システムとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護職や家族に共有され、訓練の実施状況や効果がフィードバックされるものであれば、加点評価する。
- 収集された情報が、医療職（リハビリテーション専門職や医師等）に共有され、効果的な訓練の実施が期待されるものであれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

食事・栄養管理支援

高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム

(定義)

- 誤嚥を検知する機器・システムまたは栄養管理を支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られるものとする。
 - ✓ 誤嚥を検知する機器・システムは、高齢者等の誤嚥発生や誤嚥リスクを検知し、通知により介護従事者等の支援を行い、かつ、情報・データの蓄積ができるものとする。
 - ✓ 栄養管理を支援する機器・システムは、高齢者等の食事摂取内容等を把握し、情報・データの蓄積ができるものであり、かつ高齢者等の特有の課題（低栄養等）を把握するものとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することを含む）であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、管理栄養士や介護職員等の多職種に共有され、栄養改善に資する食事の提供や栄養管理業務の効率化が期待されるものであれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

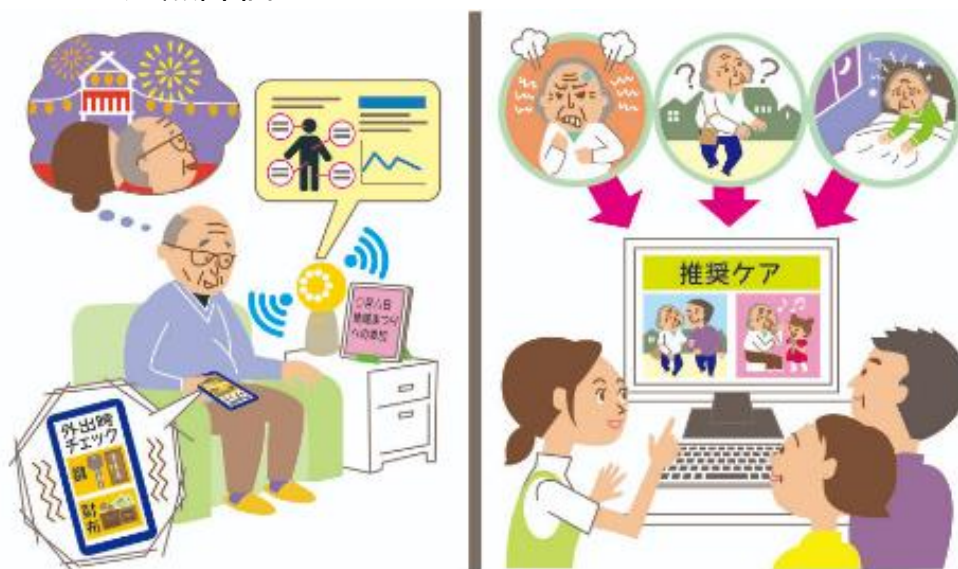
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

認知症生活支援・認知症ケア支援

認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム

(定義)

- 認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持つものとする。
 - ✓ 高齢者等の認知機能の低下による日常生活のしづらさを解消し、高齢者等が操作しやすい工夫や介助者に情報共有される機能を持ち、日常生活の自立性の向上を支援するもの。なお、認知機能が低下した高齢者等の支援に特化したものとする。
 - ✓ 認知機能が低下した高齢者等の認知機能、生活環境、表情等の情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援する機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られることを支援するものとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）と連携することが可能であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ